

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

大項目	小項目	内容	理由
開場の期日		<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる日を除き、毎日開場する。 ①日曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ②毎年1月2日から1月4日まで及び12月31日 ・市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日 	安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。
卸売業者	卸売業者の許可制	・卸売業者を市長による許可制度とする。	公正な取引環境を確保するため。
	せり人の登録制	・卸売業者のせり人を市長による登録制度とする。	公正な取引環境を確保するため。
仲卸業者	仲卸業者の許可制	・仲卸業者を市長による許可制度とする。	公正な取引環境を確保するため。
	事業報告書の作成等	・仲卸業者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。	仲卸業者の財務状況等の把握のため。
売買参加者	売買参加者の承認制	・売買参加者を市長による承認制度とする。	公正な取引環境を確保するため。
取引参加者の売買取引	衛生上有害な物品等の売買禁止等	・取引参加者等は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。	衛生的な取引環境を確保するため。
卸売業者の売買取引	第三者販売	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に届け出なければならない。	取引状況把握のため。
	商物分離取引	・卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長に届け出なければならない。	取引状況把握のため。

大項目	小項目	内容	理由
卸売業者の売買取引	売買取引の結果等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、毎開場日、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量を市長に報告しなければならない。 ・卸売業者は、毎開場日、その日の主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売価格を市長に報告しなければならない。 	取引状況把握のため。
	委託手数料の率	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、委託手数料の率を定め、又は変更しようとするとき、あらかじめ市長に届け出なければならない。 	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため、また、公正な取引環境を確保するため。
	売買仕切金前渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡し等したときは、市長に報告しなければならない。 	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
	出荷奨励金の支出	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、出荷者に対して出荷奨励金を支払ったときは、市長に報告しなければならない。 	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
	完納奨励金の支出	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を支払ったときは、市長に報告しなければならない。 	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
仲卸業者の売買取引	委託の引受	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、生鮮食料品等について販売の委託を引受けて販売したときは、市長に届け出なければならない。 	取引状況把握のため。
	直荷引き	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に届け出なければならない。 	取引状況把握のため。
開設者の売買取引の運営管理	売買取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、不正な行為があると認めるとき等は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 ・市長は、取引参加者が売買について不正な行為があると認めるとき等は、売買を差し止めることができる。 	公正な取引環境を確保するため。

大項目	小項目	内容	理由
品質管理	品質管理の方法	・卸売業者及び仲卸業者は、品質管理責任者を市長に届け出なければならない。	衛生的な取引環境を確保するため。